

- 7 指導事項
- ・廃棄物の混入がないよう十分に管理し、搬入元・搬入量等の記録を何時でも提示できるように整備すること。
- 8 今後の対応
- さしあたり、熱海市による指導状況を見守るとともに、月1回程度の現場調査を実施する。

◎ 区分

排出事業所	製造業	多量排出事業所		その他	
		その他			
	建設業	多量排出事業所		し尿処理施設	
		その他		ごみ処理	焼却
	特別管理産業廃棄物排出事業所			施設	埋立
	下水処理施設				その他
	埋設地を有する事業所			その他処理施設	
	その他		○		
産廃処理業者	収集運搬	特管物以外		◎産業廃棄物処理施設	
		特管物		許可対象 中間処理施設	
	中間処分	特管物以外		最終処分 安定型	
		特管物		管理型	
	最終処分	特管物以外		遮断型	
		特管物		許可対象外 中間処理施設	